

松田町古民家「旧安藤邸」指定管理業務に関する回答票

募集要項等の 該当項目	質問内容	回答
募集要項2頁 「3 施設の概要」	旧安藤邸の運営にあたり、多数の来訪者を想定しておりますが、現状では駐車場がありません。安定的な施設運営のため、募集要項に記載されている茶畑(495.42㎡)について、来訪者用駐車場として利用できるよう町による造成工事をご検討いただくことは可能でしょうか。	応募される方によって様々な利用方法があるため、指定管理業務仕様書別添資料2「リスク分担表」に記載のとおり、指定管理者の提案に基づく改修等については指定管理者の負担となることを、ご理解ください。